令和　８年（ヌ）第　　５号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月　６日
大阪地方裁判所岸和田支部
裁判所書記官　山　川　祥　子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１１月２０日午前９時００分から 令和　８年１１月２７日午後５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月　４日　午前１０時００分 大阪地方裁判所岸和田支部売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２３日　午前　９時５０分 大阪地方裁判所岸和田支部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月　６日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	1,440,000 1,152,000	一括	288,000	11,356	3,495
1	10,000				
2	150,000				
3	470,000				
4	810,000				
備考					

令和　８年（ヌ）第　　５号

物　件　目　録

１　所　　在　　和泉市富秋町二丁目

　　地　　番　　８６６番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　４．５５平方メートル

　　（現況）

　　地　　目　　公衆用道路

２　所　　在　　和泉市富秋町二丁目

　　地　　番　　８８１番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　９．９６平方メートル

３　所　　在　　和泉市富秋町二丁目

　　地　　番　　８８４番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０．４８平方メートル

４（一棟の建物の表示）

　　所　　在　　和泉市富秋町二丁目８８４番地、８８５番地、８８６番地、８８１番地、８８０番地、８７９番地、８６６番地、８６７番地、８６８番地

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７５．２２平方メートル
　　２階　７０．５５平方メートル

令和　８年（ヌ）第　　５号

物　件　目　録

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　富秋町二丁目８８４番

種　　類　　居宅

構　　造　　木造瓦葺２階建

床　面　積　　１階　２３．８５平方メートル
　　２階　２２．１９平方メートル

（現況）

床　面　積　　１階　約３３．３５平方メートル
　　２階　約２３．７９平方メートル

令和　8年（ヌ）第　　5号

物　件　明　細　書

令和　8年　7月13日
大阪地方裁判所岸和田支部
裁判所書記官　池　辺　　幸

1　不動産の表示
【物件番号1～4】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～4】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号4】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号1～3】
敷地境界が不明確である。

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ヌ）第　　5号

物　件　目　録

1　所　　在　　和泉市富秋町二丁目

　　地　　番　　８６６番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　４．５５平方メートル

　　（現況）

　　地　　目　　公衆用道路

2　所　　在　　和泉市富秋町二丁目

　　地　　番　　８８１番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　９．９６平方メートル

3　所　　在　　和泉市富秋町二丁目

　　地　　番　　８８４番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０．４８平方メートル

4　（一棟の建物の表示）

　　所　　在　　和泉市富秋町二丁目８８４番地、８８５番地、８８６番地、８８１番地、８８０番地、８７９番地、８６６番地、８６７番地、８６８番地

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７５．２２平方メートル
　　２階　７０．５５平方メートル

令和　８年（ヌ）第　　５号

物　件　目　録

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　富秋町二丁目８８４番

種　　類　　居宅

構　　造　　木造瓦葺２階建

床　面　積　　１階　２３．８５平方メートル
　　２階　２２．１９平方メートル

（現況）

床　面　積　　１階　約３３．３５平方メートル
　　２階　約２３．７９平方メートル

令和　8年(ヌ)第　　5号
令和　8年　4月　7日受理
令和　8年　5月26日提出

現況調査報告書

大阪地方裁判所岸和田支部
執行官　山　内　恒　雄

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ヌ）第　　５号

物　件　目　録

１　所　　在　　和泉市富秋町二丁目

　　地　　番　　８６６番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　４．５５平方メートル

２　所　　在　　和泉市富秋町二丁目

　　地　　番　　８８１番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　９．９６平方メートル

３　所　　在　　和泉市富秋町二丁目

　　地　　番　　８８４番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０．４８平方メートル

４（一棟の建物の表示）

　　所　　在　　和泉市富秋町二丁目８８４番地、８８５番地、８８６番地、８８１番地、８８０番地、８７９番地、８６６番地、８６７番地、８６８番地

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　７５．２２平方メートル
　　２階　７０．５５平方メートル

（専有部分の建物の表示）

　　家屋　番号　　富秋町二丁目８８４番

令和　８年（ヌ）第　　５号

物　件　目　録

種　　類　　居宅

構　　造　　木造瓦葺２階建

床　面　積　　１階　２３．８５平方メートル
　　２階　２２．１９平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	和泉市富秋町２丁目１８番６号
土地	物件１～３
現況地目	■宅地（物件２、３）　■公衆用道路（物件１）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件４
種類，構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる（■主である建物　□附属建物） □種　類： □構　造： ■床面積：１階約３３．３５㎡、２階約２３．７９㎡
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 □ある　保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■　表札等の表示

表札及び郵便受けの表示　なし

■　目的土地の現況について

1　概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、地積は概ね公簿どおりであると思われる。ただし、境界が判然としないので、正確には専門家による調査を要する。

2　物件２土地及び物件３土地は目的建物の敷地、物件１土地は目的建物の敷地の南西側接面道路の一部となっている。

3　土地建物位置関係図のとおり、電柱が存在した。

4　和泉市役所で調査したところ、目的土地は建築基準法上の道路に接面している。

■　目的建物の現況について

1　目的建物の形状は概ね間取略図のとおりであり、１階に約９．５㎡、２階に約１．６㎡の増築部分が存在する以外は概ね建物図面と一致した。

2　内部の状況は別紙添付写真のとおり

3　外壁に複数の亀裂、床にたわみ、複数の雨漏り跡と思われる部分などがあり、全体的に老朽化が進んでいると思われた。

4　目的建物は連棟式建物のうちの一戸である。

以　上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■債務者	1　目的建物は、私が住居として使用しています。友人も居住したりしますが、友人が居住することについて、賃貸借などの契約はなく、家賃等の金銭の授受もありません。目的建物は、どの部分も誰にも貸していません。 2　目的建物は購入したときから今の形で、私は増築していません。 3　水道代が高く、市役所から「水道の配管から水が漏れている。」と言われたことがあり、見てもらいましたが、どの部分から漏れているかはわかりません。 4　目的建物には雨漏りする部分が複数あります。 5　目的建物のトイレは汲み取り式です。 6　目的物件内に不要な荷物がたくさんありますが、費用がかかるので処分できません。必要なものは持ち出すつもりです。 以　上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 4月14日 15：25－15：40	大阪法務局 岸和田支局	建物図面等調査
8年 4月17日 11：05－11：15	物件所在地	物件及び占有確認、連絡文書投入
8年 4月17日 ：　－　：	執行官室	債務者へ照会書送付
8年 4月20日 10：05－10：20	和泉市役所	道路等調査
8年 4月21日 14：49－15：02	執行官執務場所	債務者から電話
8年 5月 7日 8：55－ 9：25	物件所在地	立入調査・評価人帯同、債務者と面談
年　月　日 ：　－　：		

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていたので、　　を証人として立ち会わせ、解錠の上建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

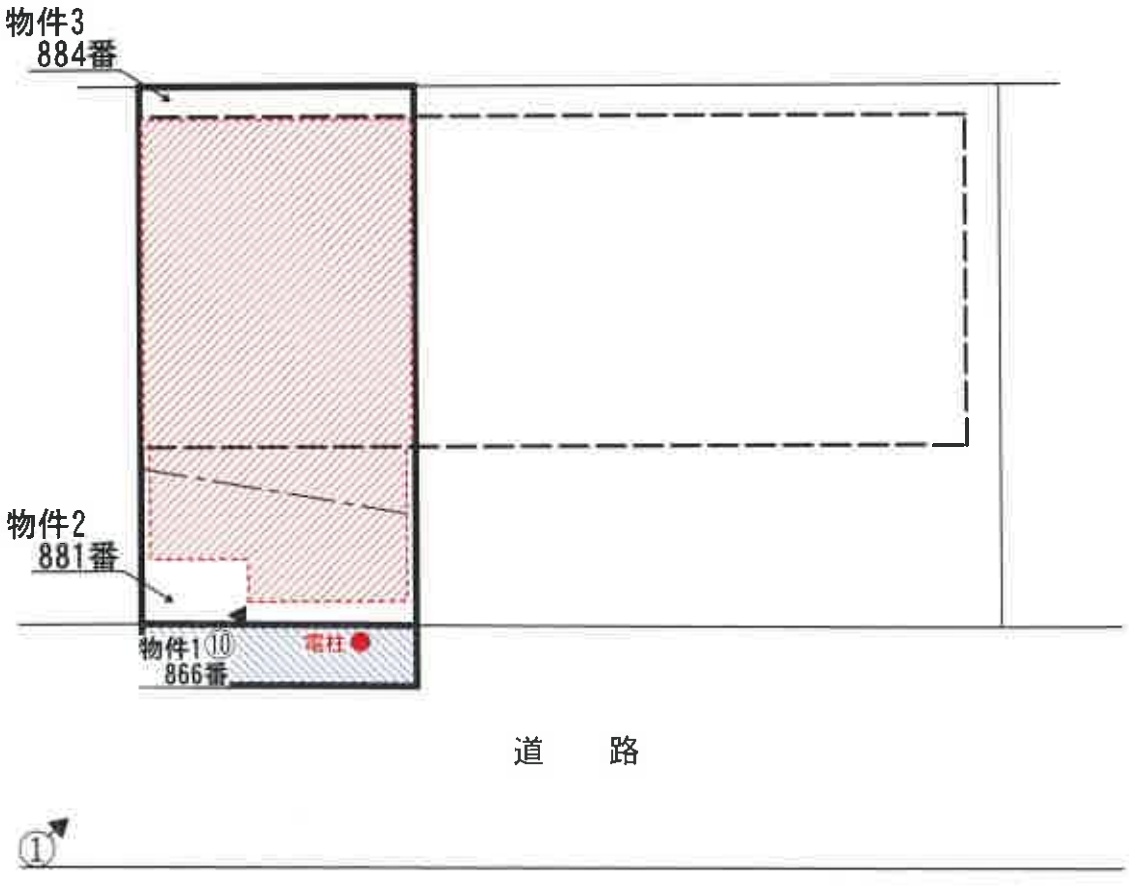
□

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

令和8年（ヌ）第5号

写真撮影位置方向



物件4 家屋番号 富秋町二丁目884番（現況目的専有部分）

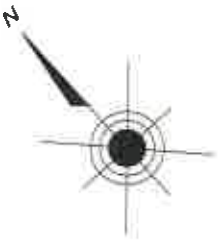
物件4 一棟の建物（1階登記部分）

道路負担部分（物件1）

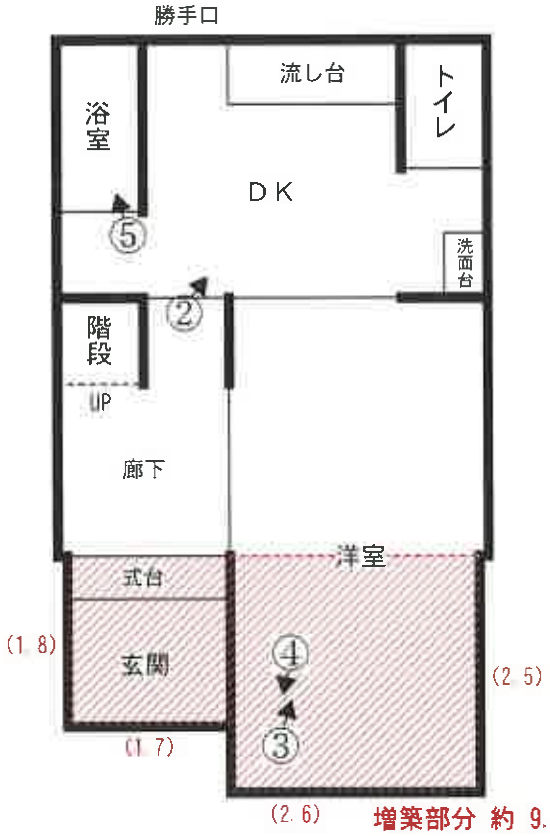
間取略図

令和8年（ヌ）第5号

◀○ 写真撮影位置方向



1階平面図



2階平面図



（８枚目）

（単位：約m）

目的建物



①



②



③



④

天井の状態



⑤



⑥

⑦



天井、内壁の状態

⑧





⑨



⑩

外壁の亀裂

令和8年　（ヌ）　第5号
令和8年5月07日　現地調査
令和8年5月26日　評　　価

大阪地方裁判所　岸和田支部　御中

評　　価　　書

（土地付建物）

評価人　不動産鑑定士

中塚　新一

第１　評価額

一　括　価　格	
金 1,440,000円	
内　訳　価　格	
物件1	金　10,000円
物件2	金　150,000円
物件3	金　470,000円
物件4	金　810,000円

１　一括価格は，物件1,2,3,4の各不動産について，一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は，配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件2,3の内訳価格は物件4のための土地利用権等価格を控除した価格であり，物件4の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は，民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって，求めるべき評価額は，一般の取引市場において形成される価格ではなく，一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること，買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと，引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること，目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

２　評価は，目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり，調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は，原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は，民事執行法５８条４項に定める場合を除いて，公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については，ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1 ・ 2 ・ 3	所在 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	物件1の地目は、公衆用道路
4	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	（専有部分の建物の表示） 床面積は、特記事項参照

番号	特記事項
1 ・ 2 ・ 3	・物件2土地及び物件3土地は物件4建物の敷地として、物件1土地は物件4建物の接面道路の一部として利用されている。 ・登記記録及び法務局備付けの公図、地積測量図等を基に実地調査を行い位置、規模、形状等が概ね符合することを確認した。但し、境界が判然としないことから境界、地積等の正確な情報を得るには、専門家による測量を要する。
4	・1階に約9.5㎡、2階に約1.6㎡の未登記増築がある。 その為、現況床面積は次のとおりになる。　1階：約33.35㎡ 2階：約23.79㎡ ・3戸一体連棟式建物の北西端に位置する（「建物図面・各階平面図写」参照）

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等　（物件1･2･3）

位置・交通	ＪＲ阪和線　　北信太 駅　　南西 方　　道路距離　約600ｍ （別添「位置図」参照）		
付近の状況	連棟式建物や小規模戸建住宅が密集する既存住宅地域		
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域	
	用 途 地 域	第1種中高層住居専用地域	
	建 ぺ い 率	60%	
	容 積 率	200%	
	防 火 規 制	法22条区域	
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域、居住誘導区域内	
画地条件	規　　模	44.99㎡　　（このうち、道路負担部分約4.55㎡）	
	形　　状	ほぼ長方形	
	間口・奥行	南西間口約4.55ｍ・奥行約8.9ｍ　　（有効宅地部分）	
	高 低 差 等	概ね平坦地	
接面道路の状況 （※1）	南西側	幅員約4.0ｍ舗装私道　　（建築基準法42条1項5号）	
	接道状況	中間画地　、概ね等高接面	
土地の利用状況等 （※1）	現　況	一般住宅（物件4）の敷地	
	南東側	連棟式建物	
	南西側	道路	
	北東側	連棟式建物	
	北西側	一般住宅	
供給処理施設	上 水 道	あり	左記の供給処理施設の稼働状況は未確認である。
	ガス配管	あり	
	下 水 道	あり（特記事項あり）	
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	不動産鑑定士による独自調査の結果、公的資料、過去の地歴、現在の使用状況等からは土壌汚染の存在を示す端緒は認められなかった。 但し、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。		
特 記 事 項	・物件1は公衆用道路、物件2・3は宅地であり、上記（※1）は物件2・3の宅地部分に基づく。 ・物件1には、電柱があった。（「土地建物位置関係図」参照） ・前面道路に下水道本管が通っているが、現況利用は汲取り式であることを聴取した。		

2　建物の概況及び利用状況等　（物件4）

区　　分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日　（登記記載）昭和45年5月5日新築 経過年数　約56年 経済的残存耐用年数　約0年	
仕　　様	構　造	木造
	屋　根	瓦葺
	外　壁	モルタル 等
	内　壁	板張り、繊維壁、クロス貼 等
	天　井	板張り、クロス貼 等
	床	板張り、畳 等
	設　備	電気、給排水、衛生 等
	その他	特になし
床面積（現況）	延 57.14㎡ 上記には増築部分（1階約9.5㎡、2階1.6㎡）を含む。	
現況用途等	階　層	２階建
	現況用途	居宅
	間取り	３ＤＫ
品　　等	下位	
保守管理の状態	劣る。損傷･劣化が目立つ。設備の機能的な陳腐化も認められた。	
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり。	
特記事項	(1) 建築確認（なし）、検査済証（なし） (2) 目的建物の建築時期・構造・用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 (3) 設備等の稼働の状況を確認したものではない。 (4) 3戸一体連棟式建物の北西端に位置する。 (5) 外壁の亀裂、天井の雨漏り、床のきしみおよび雨漏り跡、建具の損傷が多数認められた。 (6) 上水道の配管が損傷しており水漏れの可能性があるとのこと。	

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

①　物件1･2･3（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格（円／㎡）ア	個別格差 イ	地積（㎡）ウ	建付減価 エ	建付地価格（円）（千円未満四捨五入）オ（ア×イ×ウ×エ）
1	74,500	0.05	4.55	－	17,000
2	74,500	0.92	9.96	0.80	546,000
3	74,500	0.92	30.48	0.80	1,671,000
計			44.99		2,234,000

※物件1（道路部分）の個別格差を0.05と判断した

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査　和泉-3

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格
84,300円／㎡	× 101.0/100	× 100/102	× 100/112	＝ 74,500円／㎡

◇時点修正：　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.02	1.00	1.00	1.00	1.02
方位+2				

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
1.00	1.02	1.10	1.00	1.12
幅員+1 系統・連続性▲1	駅接近性+2 駅性格±0	居住環境+10		

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.02	0.90	1.00	1.00	0.92
方位+2	規模▲10			

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態、経年及び未登記の増築部分の存在等を考慮した。▲20%

②　物件4（建物）

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価（円／㎡）ア	現況延面積（㎡）イ	現価率 ウ	建物の価格（円）（千円未満四捨五入）エ（ア×イ×ウ）
4	150,000	57.14	0.04	343,000

ウ 現価率

経過年数	約56年
経済的残存耐用年数	約0年
観察減価	30%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

現価率＝｛残価率5%＋（1－0.05）×経済的残存耐用年数0年／（経過年数56年＋経済的残存耐用年数0年）｝×（1－0.3）

＝ 0.04

※観察減価は維持管理の状態，機能的な陳腐化，中古建物に係る市場の特性を考慮して査定した。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に，土地については土地利用権等価格を控除し，建物については土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

物件番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） （千円未満四捨五入） ウ（ア×イ）
2	546,000	0.50	法定地上権	273,000
3	1,671,000	0.50	法定地上権	836,000
			合計	1,109,000

②　内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格（円） （1①オ，1②エ） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） （2①ウ） イ	共有持分割合 ウ	占有減価 エ	市場性修正 オ	競売市場修正 カ	その他の控除減価（敷金等）（円） キ	評価額（円） （万円未満四捨五入） ク〔（ア＋イ）×ウ×エ×オ×カ－キ〕
1	17,000	－	1/1		0.80	0.70		10,000
2	546,000	－ 273,000	1/1		0.80	0.70		150,000
3	1,671,000	－ 836,000	1/1		0.80	0.70		470,000
4	343,000	＋ 1,109,000	1/1	1.00	0.80	0.70	0	810,000
一括価格（合計）								1,440,000

※10,000円未満の場合は、備忘価格として10,000円と表示させている。

ウ 共有持分割合
登記による。

エ 占有減価
本件の場合不要。

オ 市場性修正

以下の減価要因を考慮し，市場性修正率を　0.80　と査定した。

・築年数が経過した連棟式建物の一部であり、市場性の減退を考慮した。（▲20%）

カ 競売市場修正
第２の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ，競売市場修正率を0.70と決定した。

キ その他の控除減価（敷金等）

本件の場合不要。

第６　参考価格資料

１　地価調査 和泉-3

所　　在　：和泉市富秋町1丁目468番5
価　　格　：84,300円／㎡
位　　置　：ＪＲ阪和線　　信太山　　駅 北東方 約490ｍ（道路距離）
価格時点　：令和7年7月1日
地　　積　：102㎡
供給処理施設　：水道, ガス, 下水
接面街路　：南西 4.7ｍ　道路
用途指定等　：第1種中高層住居専用地域 （建ぺい率60%, 容積率200%）, 法22条区域
地域の概要　：小規模住宅のほかに共同住宅も見られる住宅地域

２　固定資産税評価額 （令和7年度）

物件１　：　215,073円
物件２　：　470,799円
物件３　：　1,440,759円
物件４　：　456,920円

※物件1は、課税地目が宅地となっているため、税額が発生している。

第７　附属資料

１　受命物件の位置図
２　公図写
３　地積測量図写
４　建物図面・各階平面図写
５　土地建物位置関係図
６　間取略図

以　　上

令和　8年（ヌ）第　　5号

物　件　目　録

1　所　　在　和泉市富秋町二丁目

　　地　　番　８６６番

　　地　　目　宅地

　　地　　積　４．５５平方メートル

2　所　　在　和泉市富秋町二丁目

　　地　　番　８８１番

　　地　　目　宅地

　　地　　積　９．９６平方メートル

3　所　　在　和泉市富秋町二丁目

　　地　　番　８８４番

　　地　　目　宅地

　　地　　積　３０．４８平方メートル

4（一棟の建物の表示）

　　所　　在　和泉市富秋町二丁目８８４番地、８８５番地、８８６番地、８８１番地、８８０番地、８７９番地、８６６番地、８６７番地、８６８番地

　　構　　造　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　１階　７５．２２平方メートル
　　２階　７０．５５平方メートル

（専有部分の建物の表示）

　　家屋　番号　富秋町二丁目８８４番

令和　８年（ヌ）第　　５号

物　件　目　録

種　　類　　居宅

構　　造　　木造瓦葺２階建

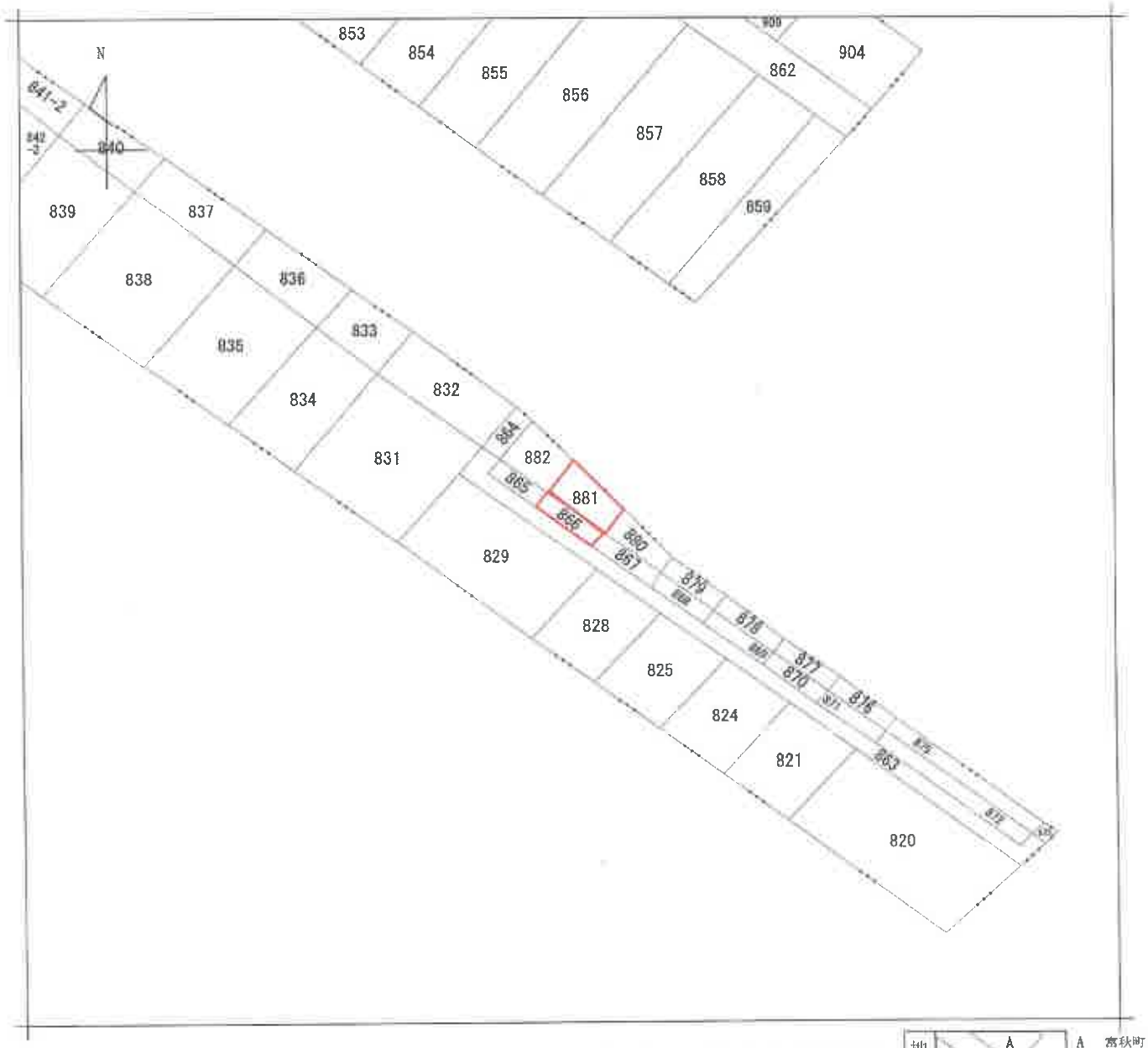
床　面　積　　１階　２３．８５平方メートル
２階　２２．１９平方メートル

【位置図】


北信太駅
最寄り駅
対象不動産
地価調査基準地
信太山駅
葛の葉町（二）
葛の葉町（一）
葛葉稲荷神社
富秋町（二）
富秋町（一）
尾井町（一）
太町
王子町（二）
王子町（三）
王子町
幸（一）
幸（二）
幸（三）
伯太町（四）
伯太町
△25.4
△29.2
北
西
東
南
100 m

地理院地図

【公図写】



（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	和泉市富秋町二丁目				地番	866番		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治20年6月			備付年月日（原図）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（大阪法務局岸和田支局管轄）

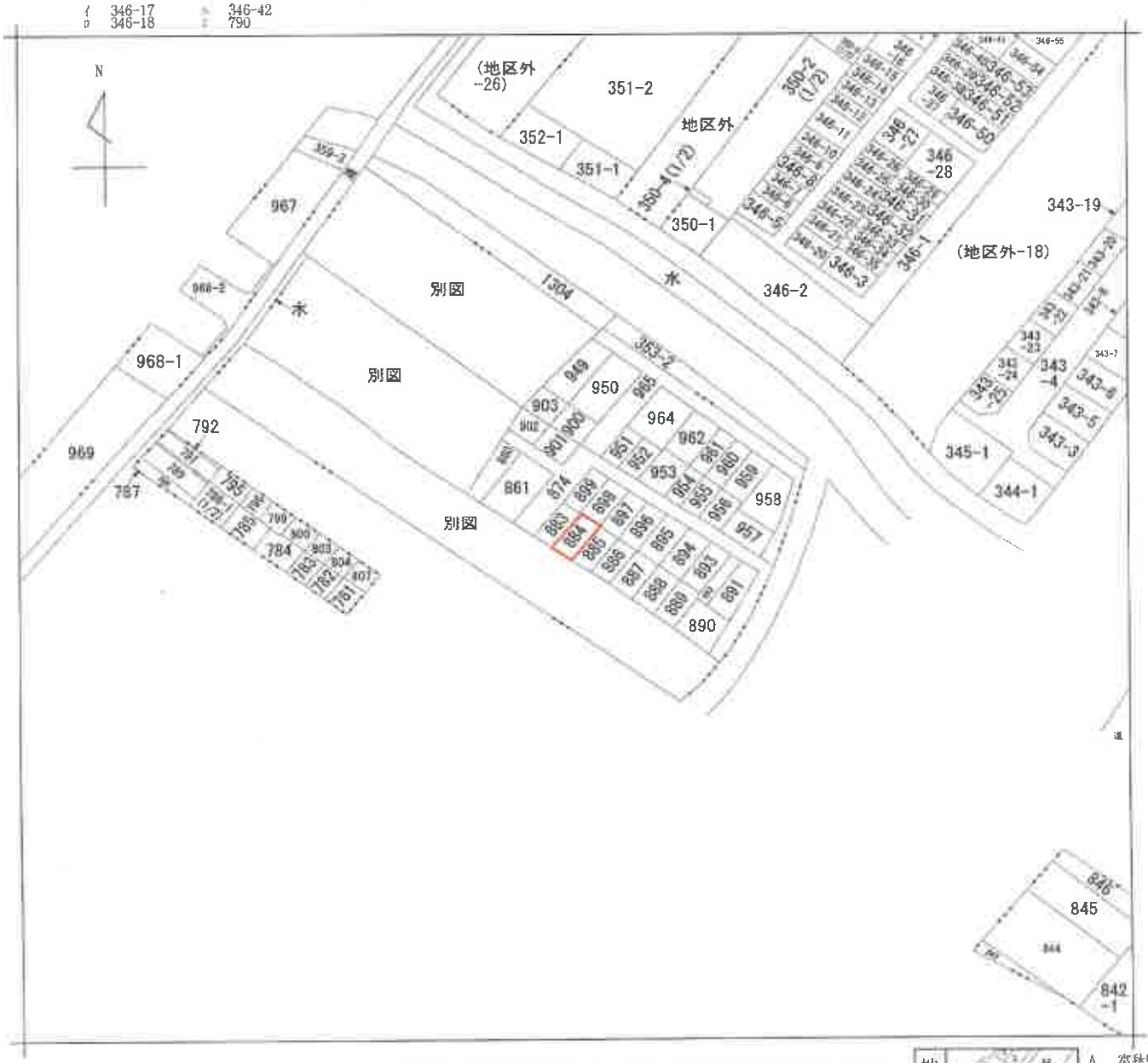
令和8年1月21日

東京法務局

地図整理番号：M96466　　登記官 [redacted]

(1/1)

A4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	和泉市富秋町二丁目				地番	884番		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治20年6月			備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局岸和田支局管轄)

令和8年2月16日

東京法務局

地図整理番号：M97398　　登記官 [redacted]

(1/2)

A4判に縮小

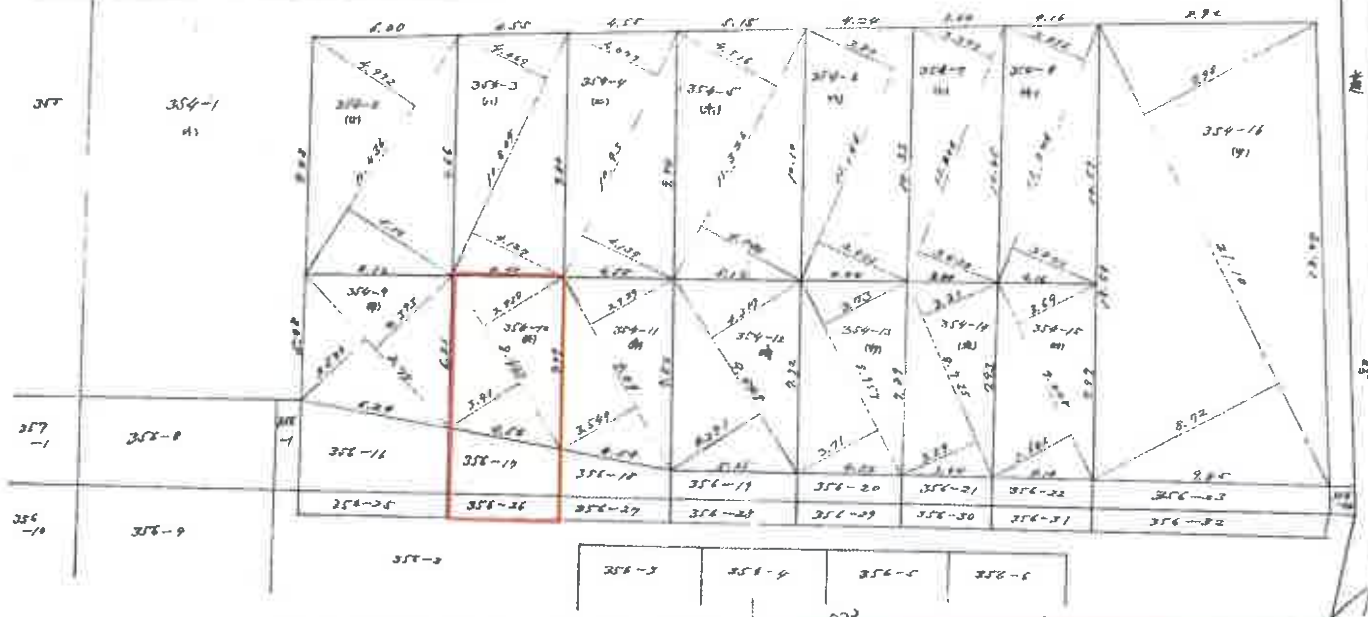
登記年月日：昭和45年5月11日

45-5-11 前 354 後・新

地積測量図

地番	[redacted]
土地の所在	和泉市[redacted]富秋町二丁目

643026



作製年月日	昭和45年8月6日
作製者	[redacted]
申請人	[redacted]

昭和四五年五月拾壱日

縮尺	1/200

354-1 (d) 991.73 − 57.919 − 44.2767 − 44.004 − 51.6014 − 43.5029 − 39.8125 − 43.7634 − 34.0229 − 30.4528 − 34.0329 − 40.6641 − 33.3200 − 28.7925 − 33.1134 − 176.1850 = 256.2556

(b) 11.436 × 1/2 (4.379 + 5.119) = 57.919

(c) 10.804 × 1/2 (4.069 + 4.127) = 44.2767

(e) 10.93 × 1/2 (4.079 + 4.137) = 44.9004

(f) 11.336 × 1/2 (4.574 + 4.588) = 51.6014

(g) 11.116 × 1/2 (3.897 + 3.922) = 43.5029

(h) 11.066 × 1/2 (3.397 + 3.427) = 37.8125

(i) 11.376 × 1/2 (3.522 + 3.872) = 43.7634

(j) 8.79 × 1/2 (4.353 + 3.571) = 35.0229

(k) 9.423 × 1/2 (3.329 + 3.41) = 30.4528

(l) 9.09 × 1/2 (3.939 + 3.589) = 34.0329

(m) 9.448 × 1/2 (4.319 + 4.291) = 40.6641

(n) 8.957 × 1/2 (3.73 + 3.71) = 33.3200

(o) 8.725 × 1/2 (3.31 + 3.29) = 28.7925

(p) 9.008 × 1/2 (3.69 + 3.662) = 33.1134

354-16 (q) 21.10 × 1/2 (9.98 + 8.72) = 176.1850

(共文製印)

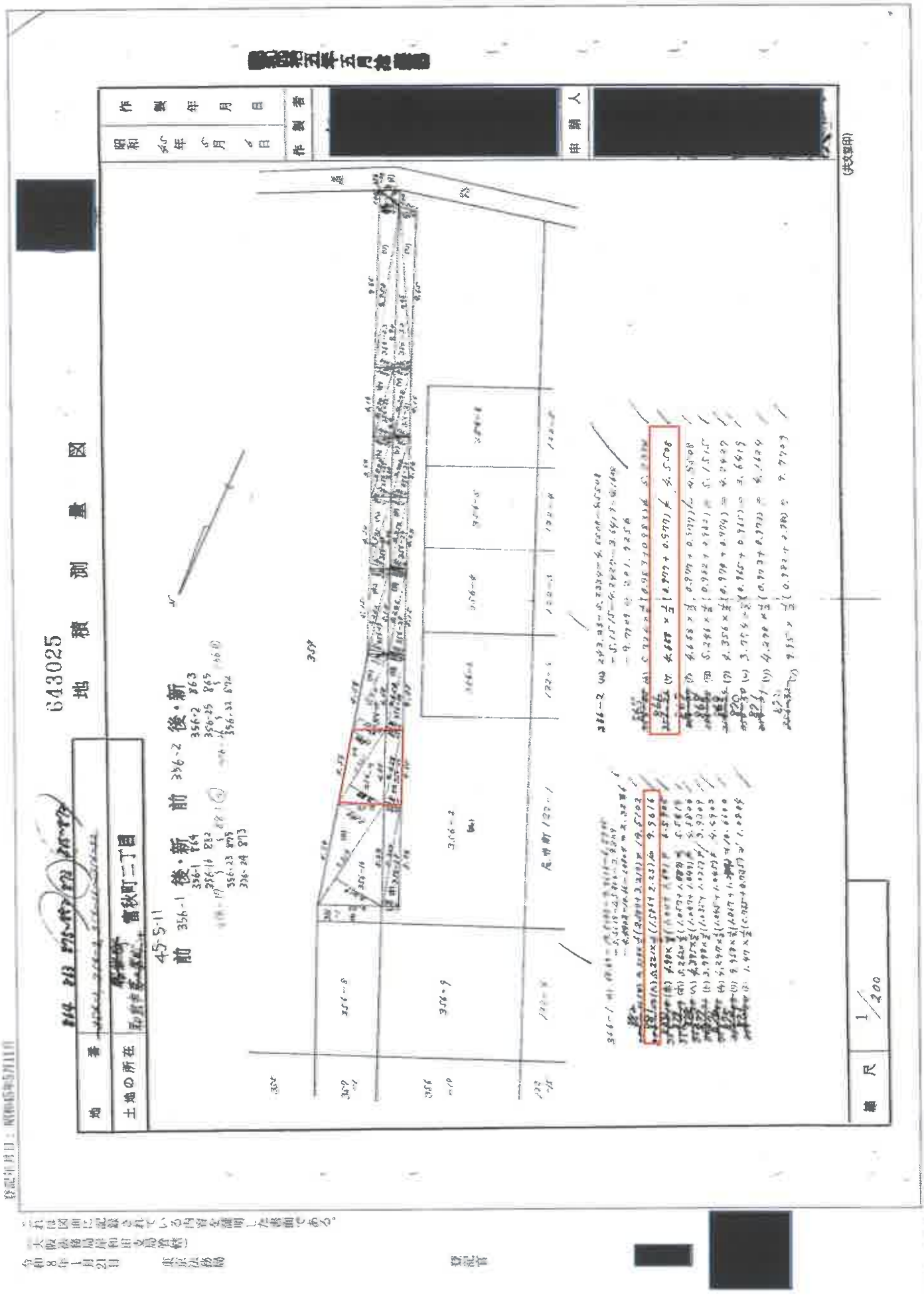
登記官 [redacted]

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年2月16日 東京法務局
（大阪法務局岸和田支局管轄）

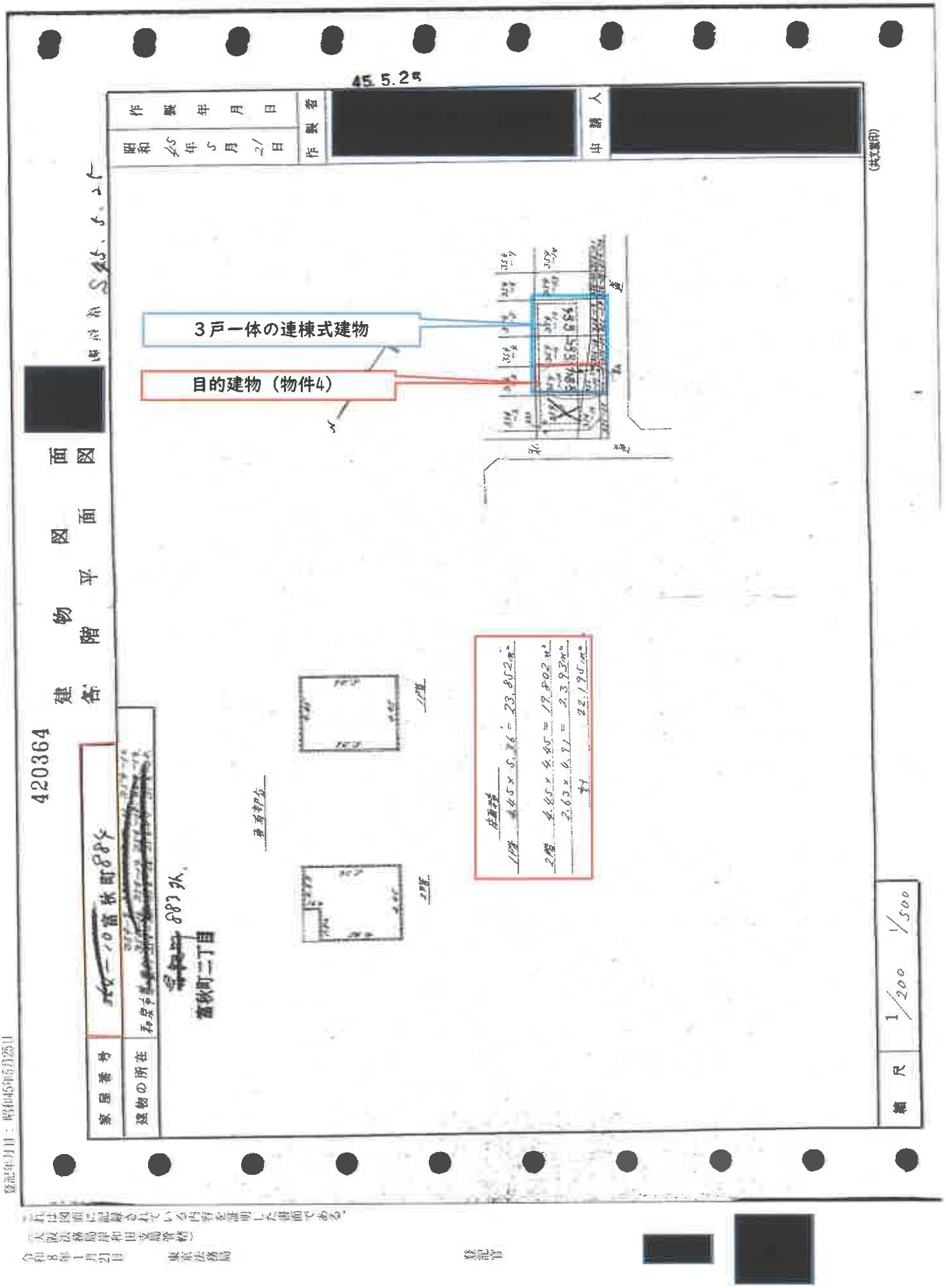
地図整理番号：M97399

A4判に縮小

【地積測量図写】

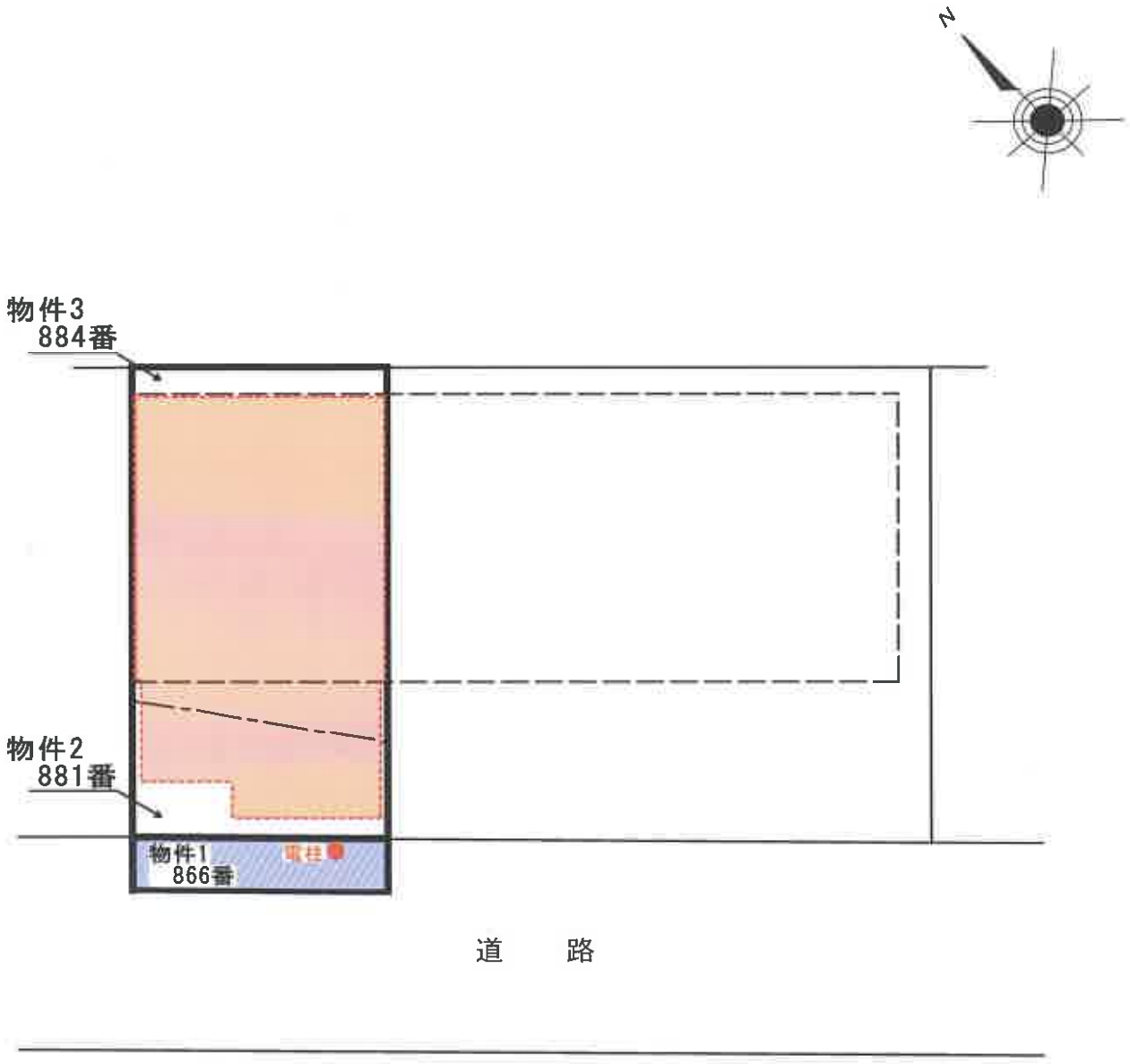

643025
地積測量図
土地の所在
富秋町一丁目
地番
356-1
356-2
前
後・新
作成年月日
昭和 年 月 日
作成者
申請人
尺
1/200
(法文書申)
登記所受付日：
地図整理番号：

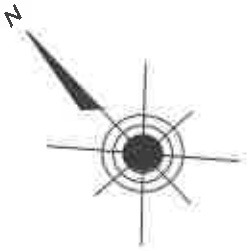
A4判に縮小



登記年月日：昭和45年5月25日
この図面は図面に記録されている内容を証明した書面である。
（大阪法務局岸和田支局管轄）
令和8年1月23日　東京法務局　登記官

A4判に縮小

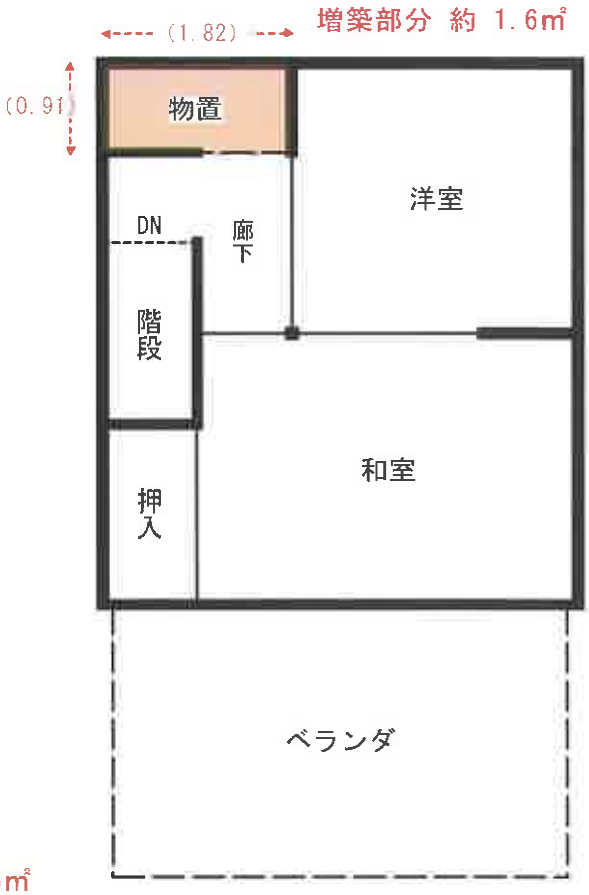

N
物件3
884番
物件2
881番
物件1
866番
電柱
道　　路
物件4 家屋番号 富秋町二丁目884番（現況目的専有部分）
物件4 一棟の建物（1階登記部分）
道路負担部分（物件1）



1階平面図



2階平面図



（単位：約m）